

2023年3月29日

2月24日付のメールでご案内の認証・登録手続規程（案）からの主な変更点

① 2頁2-1. 認証・登録までの手順③

電子化になったことを踏まえて次の文章を追記。

「審査における文書類については、原則として全て電子化（電子データ）とします」

② 2頁2-1. 認証・登録までの手順⑥

審査費用の詳細な記述については、規程の9に集約して記載することとし

「本規程9に従い、認証・登録料及び審査費用を中央事務局に納付し、認証・登録契約を締結します」と修正。

③ 4頁2-2. 認証・登録の対象者及び対象範囲等（3）段階的認証の条件

「4年以内に全組織・全活動での認証・登録が完了していない場合は、「サイト認証」になります」を次のように修正「「サイト認証」の条件を満たした上で「サイト認証」を申請します。」

④ 4頁2-2. 認証・登録の対象者及び対象範囲等（4）サイト認証の条件

サイト認証の条件として、段階的認証の条件から移動し追記。

「一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象範囲としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から除外したりすることがないようにすること」

⑤ 4頁2-2. 認証・登録の対象者及び対象範囲等（5）複数法人による一括した認証・登録①

「※子会社であることの確認について」の「その際、議決権は所有している株式の数に比例するので、株式数による判断でも可能とします。」について、株式は議決権のあるものとなるもの（無議決権株式）、自社株式もあることから記載を削除。

⑥ 5頁2-2. 認証・登録の対象者及び対象範囲等（5）複数法人による一括した認証・登録④

ホールディングスの認証取得について、わかりにくい記載をわかりやすく修正。

修正前「ホールディングスにおける一括認証については、①～③の要件を全て満たしている場合で、事業者の実態（業種、業態、規模、権限等）を考慮し、一括認証した方が取組として有効であると判断された場合に認められます。そのため、ホールディングスの一括認証については、事前に中央事務局の了承を得る必要があります。」

修正後「ホールディングスの認証・登録については、ホールディングスは持株会社であり、複数の株式会社（子会社）を傘下にもち、一般的には事業活動を行っていないことから、ホールディングス単体が認証・登録することにより、あたかも傘下の株式会社も含めてグループ全体で認証・登録しているような誤解が生じないように、原則として傘下の子会社を含むグループ全体で認証・登録すること。」

⑦ 12頁9. 認証・登録料及び審査費用4段落目

下線部の内容を追記。

「認証・登録料及び審査費用の支払いは、中央事務局からの請求書に基づき、請求書発行日より2か月以内に、振込手数料を負担の上、銀行振込による支払いとします。2か月以内に支払いがない場合には、法定遅延損害金（年3%）が発生します。」